

第3回門真市地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 令和7年2月28日（金）午後2時から午後3時40分まで

開催場所 門真中町ビル 2階 会議室（C）

議題

- （1）令和6年度地域包括支援センターの活動報告について
- （2）令和6年度地域包括支援センター評価シートに基づくレーダーチャート
- （3）令和7年度地域包括支援センター活動方針（案）について
- （4）令和7年度地域包括支援センターの活動計画書、活動報告書（案）について
- （5）令和7年度地域包括支援センターの収支予算書（案）について

出席者 学識経験者
岡田 進一

保健・医療団体を代表する者
外山 学
磯和 均
黒岩 勉

福祉団体を代表する者
藤江 冬人
樋口 智一

介護保険の被保険者を代表する者
東 正子
増田 悦子

欠席者 谷掛 千里
永井 宏靖
森田 隆之

市及び事務局出席者 吉井保健福祉部長
高田保健福祉部次長

田代高齢福祉課長
西本高齢福祉課課長補佐
樋上高齢福祉課主任
中谷高齢福祉課係員

議事録

事務局：

定刻になりましたので、ただいまより令和6年度 第3回門真市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。恐れ入りますが、着座にて進行をさせていただきます。

この度、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本日はご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、明瞭にご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、事前にお渡しのうえ、本日もご持参いただいている配付資料の確認をさせていただきます。皆様、配付資料はお持ちいただいておりますでしょうか。

事務局：

本日の資料は、

- ・第3回会議の次第
- ・資料1 令和6年度 門真市地域包括支援センター活動計画書、活動報告書
- ・資料2 令和6年度地域包括支援センター評価シートに基づくレーダーチャート
- ・資料3 令和7年度 門真市地域包括支援センター活動方針（案）
- ・資料4 令和7年度 門真市地域包括支援センター活動計画書、活動報告書（案）
- ・資料5 令和7年度 門真市地域包括支援センター収支予算書・収支決算書（案）

また、本日机上に配付させていただきました資料としまして、

- ・第3回会議次第の差し替え分
- ・資料1 地域包括支援センター活動計画書、活動報告書（令和6年度版）

- ・資料2 令和6年度地域包括支援センター評価シートに基づくレーダーチャートの差し替え分

- ・追加資料としまして、資料6 答申（案）

以上となっております。不足等はありませんでしょうか。

事務局：

本日は、委員11名中7名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、谷掛委員、永井委員、森田委員につきましては、事前に欠席とのご連絡をいただいております、外山副会長につきましては遅れての出席になるとのご連絡をいただいております。

また、お席につきましては、事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいませよう、お願いいたします。

次に、本日の会議の傍聴についてご報告させていただきます。

事務局：

本日は、現時点で傍聴希望者はおりませんので、ご報告いたします。

事務局：

本日の運営協議会では、令和6年度門真市地域包括支援センターの活動計画に基づく実績報告、令和6年度市及び地域包括支援センターの評価、令和7年度の活動方針等をご確認いただき、門真市地域包括支援センターの自己評価等についてご審議いただく予定としております。

その後、本日の審議を踏まえ、答申書を提出することになります。

委員の皆さまの忌憚ないご意見等をお願いいたします。

それでは、ここからは岡田会長に議事の進行をお願いいたします。

岡田会長：

年度末のお忙しい時期にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、私が着座にて進めさせていただきます。

それでは、議題(1)の「令和6年度地域包括支援センターの活動報告」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

資料1をご覧ください。

資料1-①が門真第1地域包括支援センター、資料1-②が門真第2地域包括支援センターと順番になっております。

帳票の見方ですが、左から各事業とその事業の詳細、門真市の目標値（全包括共通です）、前年度の各包括の実績、今年度の活動計画、上半期4月から8月の実績、当該年度実績、自己評価、前年度の反省を踏まえた当該年度の目標、上半期の活動内容のまとめ、上半期実績に対する市の講評、当該年度活動内容のまとめと課題、当該年度実績に対する市の講評となります。

10月31日に開催しました第2回運営協議会以降に、新たに記載した部分は当該年度実績と自己評価、当該年度活動内容のまとめと課題、当該年度実績に対する市の講評となります。実績は令和6年4月から令和7年1月15日までのものとなります。

ここでは、各地域包括支援センターが重点的に取り組んだ内容や、来年度に向け力を入れた取り組み等を抜粋してご報告いたします。

まず、資料1-①門真第1地域包括支援センターをご覧ください。

一番上の「包括的継続的ケアマネジメント業務」において、地域のケアマネジャーの声として、利用者よりケアマネジャー業務外の頼まれごと（例えば、買い物やゴミ捨て等）をされるケースが多く、地域の課題となっております。そのため、ボランティアの資源開発に向けて、シルバー人材センター、社会福祉協議会等と会議を開催し、検討を進めている状況です。

次に、「介護予防普及啓発事業」においては、介護予防教室等の取組を通して、地域包括支援センターの総合相談の役割を理解いただけた、教室参加者からの紹介で総合相談につながるケースが出てきております。

「介護予防拠点の開発」については、通いの場3か所の新たな立ち上げを行っており、立ち上げ支援を積極的に行っております。

「認知症総合支援事業」においては、通いの場で認知症マップを作成し、介護施設に寄贈するという取り組みを勧めております。その活動を通して、通いの場の参加者の成功体験になり、介護施設入居者は地域とのつながりを感じることができ、高齢者の自尊心を高める活動となっております。

最後に「任意事業」について、認知症サポーター養成講座をPRする動画の作成に協力をいただきました。

自己評価に関しては、門真市目標値は概ね達成されており、「3・4」の評価が多いです。ただ、認知症サポーターステップアップ講座や認知症ジュニア

サポーター養成講座の未開催等、包括が定めた活動計画よりも下回る業務は、「2・1」の評価となっております。

続きまして、資料1-②門真第2地域包括支援センターをご覧ください。

第2回運営協議会でご質問がありました、委託プラン数についてご報告いたします。2,349件と記載されておりましたが、正しくは190件で、委託率89.6%でした。

また、個別地域ケア会議は前年度の実績が20件と他包括よりも多い状況でしたが、再度確認をすると、実績は20件ではなく、14件の誤りでした。複合的な課題を持つ高齢者が多いことから、1回の個別地域ケア会議での話し合いだけで対応することが難しく、複数回の開催となっていること、また、他包括は電話等での情報共有や役割分担をすることで、第2包括は個別地域ケア会議を開催し対応しているため、他包括よりも開催数が多くなっておりました。前回のご質問の回答は以上でございます。

では、当該年度の実績等にうつります。

一番上の「包括的継続的ケアマネジメント業務」において、元気はつらつ教室利用者数が0件であり、市民及びケアマネジャーへの周知不足が要因ですので、次年度は元気はつらつ教室をテーマに取り上げた圏域での研修会等の検討をお願いしております。

「介護予防把握事業」においては、基本チェックリストを48件実施されておりますが、事業対象者に該当するかどうかの確認が不十分であったため、来年度は丁寧に確認をし、通いの場での対応で問題ないのか等のスクリーニングをし、必要な方にはサービスへつなぐ動きができるように強化をしていく予定です。

「介護予防普及啓発事業」においては、来年度は介護予防教室において音楽療法の回数を増やす予定であり、男性の参加者が増えるようなテーマを検討されています。

「地域介護予防活動支援事業」においては、介護予防拠点の新たな開発も含めて、包括では細かい所までの吸い上げが難しいケースもあるため、来年度は自治会の会議に参加するなど、自治会長等と交流を予定されています。

「認知症総合支援事業」においては、認知症カフェの具体的な立ち上げには至っていませんが、実施に向けて検討を重ねておられます。

一番下の「任意事業」においても、介護者家族交流会の具体的な立ち上げには至っていませんが、実施に向けて検討を重ねておられます。

自己評価に関しては、「3・4」もありますが、通いの場の開催支援や家族介護教室の開催等、当初の活動計画が高い設定のため「2」の割合が多くなっ

ております。

今年度、職員の病休等があり、下半期の実績があまり伸びていないことの要因になっていると思われます。

続きまして、資料1-③門真第3地域包括支援センターをご覧ください。

一番上の「包括的継続的ケアマネジメント業務」において、元気はつらつ教室では包括職員が担当している高齢者だけでなく、委託ケースにおいても多くの利用につながっており、非常に評価できます。

「地域ケア会議」においては、ペット問題を抱えるケース（例えば、ペットがいるから施設入所や病院入院はしない、あるいは高齢者の寂しさを埋めるために飼っていたペットが子どもを産んで、対応ができなくなった多頭飼育等）が地域に多く、その背景等を含めた研修を開催するなど、地域課題に合わせたテーマを選定されています。

裏面の「地域介護予防活動支援事業」においては、ご家族を亡くされた高齢者の声を受けて、新たに「よろずカフェ」を立ち上げられました。「気軽に参加できる」をコンセプトに、あえて内容を決めず開催されており、1回15名程度が参加されています。

一番下の「任意事業」においては、小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座について開催までには至っておりませんが、圏域内の宿題カフェ等を見学に行かれ、開催につながるように精力的に活動されています。

自己評価に関しては、「門真市目標値」及び「活動計画」を概ね達成しており、「3」の割合が高くなっております。概ねバランスよく各事業を実施できています。

続きまして、資料1-④門真第4地域包括支援センターをご覧ください。

一番上の「包括的継続的ケアマネジメント業務」において、元気はつらつ教室利用を推進し、ケアマネジャーの理解を深めるための研修会を開催し、その研修会の中で元気はつらつ教室の利用者の担当を希望されるケアマネジャーを発掘し、そのケアマネジャーに担当してもらい、フォローできる体制を構築されています。

「地域ケア会議」においては、高齢者の移動支援が地域の課題として上がってきており、門真市の社会実験運行をしている乗合タクシーや門真南ルートワゴン型バスについて、高齢者が利用するにあたっての課題等を抽出し、担当課に意見を届ける活動をされました。

一番下の「任意事業」においては、第4包括の受託法人の地域交流室にて第5包括と共同で認知症見守り教室を開催されております。その後、参加者の状

況を見ながら認知症カフェへつながるような教室を運営されております。

また、要介護認定後も支援に直ぐにつながらない場合等、介護者家族の健康や経済的な相談にも意識的に対応した結果、家族介護健康相談では3件の実績があります。

自己評価に関しては、「2」の割合が非常に多くを占めます。しかしながら、1月15日時点での実績であり、残り2か月以上で各種教室開催等も予定されているため、自己評価を低く記載されておりますが、概ね目標値を達成できる見込みです。

続きまして、資料1-⑤門真第5地域包括支援センターをご覧ください。

一番上の「包括的継続的ケアマネジメント業務」において、高齢者数の多い圏域であるため、認知症による住民間トラブルの増加が地域課題であり、その課題に沿って意思決定支援のプロセスをテーマに事例検討会を開催されています。昨年度と同じ事例を活用することで、意思決定支援のプロセスを学ぶ前後の事例の比較ができ、参加されているケアマネジャーにとってもより良い事例検討会となりました。

真ん中の「介護予防拠点の開発」においては、今年度新たに2か所通いの場の立ち上げにつながっています。いずれも、住民自身が地域の高齢化や住民の自治会離れ、住民活動の拠点である自治会館が活用されていないことを危惧し、住民からの発信により実現したものであり、草の根の活動が実際の活動につながったものと考えています。

一番下の「任意事業」において、認知症カフェ開催後の交流会では、家族を介護している、あるいはしていた参加者が多く、家族介護者が交流できる場の必要性を耳にされているので、次年度は家族介護交流会の立ち上げに向けた検討をされております。

また、れんかファームでは保育園児、大学生、認知症の方、その家族、地域の方など幅広い年齢への関わりによって、どなたにとっても暮らしやすい地域への取組もされています。

自己評価に関しては、「3・4」もありますが、認知症サポーターステップアップ講座や認知症ジュニアサポーター養成講座の未開催等、実績としてあがっていない事業に関しては「2・1」を記載されております。しかしながら、事業の実施に向けた検討や活動は実施されています。

なお、全体を通して、「包括的継続的ケアマネジメント業務」のうち、元気はつらつ教室利用者数に関して、全ての包括が門真市目標値より大幅に低い状況にあります。

これは、元気はつらつ教室の受託法人減少に伴い、教室利用の定員数が非常に限られたためであり、市として受託法人の確保、利用定員の拡大に努めてまいります。

また、今回お示しをした当該年度実績に関しては、令和7年1月15日までの実績となります。3月31日までの実績に関しては、令和7年度 第1回運営協議会にて、ご確認いただく予定としております。

議題（1）令和6年度地域包括支援センターの活動報告についての説明は以上でございます。

岡田会長：

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等あればご質問いただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局から、追加で何かございますでしょうか。

事務局：

今回資料で、重点的に取りあげる部分について網掛けをして分かりやすくなるようにしたつもりですが、白黒印刷では少し分かりにくかったと思います。申し訳ありません。

次回より、重点的に説明する項目のみ色を変えるなど、分かりやすい資料作りに努めてまいります。

本日欠席の谷掛委員より、メールでご意見を頂戴しておりますので、そちらをご紹介します。

まず、資料1の全体への意見として、「認知症総合支援事業の認知症初期集中支援チームの発動件数が少ない件について、件数というよりも、対象者数が少なくなっているのは重症度が上がっているためかどうかなどを一度検証されてみるのはいかがでしょうか。重度な方が多いのであれば、症状が軽い時につながりにくい要因や、市民にこのような場合は、このような活動に参加するよう繋いだ方がいいなどの啓発が行き届いていないのではないか」というようなご意見をいただいております。

市としまして、認知症初期集中支援事業の発動件数が少ないことを課題として考えておまして、発動に繋がるよう、議題4 来年度の活動計画の項目も

変更するなど対応しております。

次に、市と各地域包括支援センターに配置しております認知症地域支援推進員が参加する会議の場も設けておりますので、いただいたご意見についてはそちらでも検討してまいります。

次に、第1地域包括支援センターの包括的継続的ケアマネジメント業務につきまして、「ボランティア資源開発でシルバー人材センターとの重複が課題とあり、業務が重複されているようでしたら、シルバー人材センターの窓口に一本にしてしまうかなど、ご検討いただきたいと思います。」とご意見をいただいております。

次に、第3地域包括支援センターの包括的継続的ケアマネジメント業務の当該年度活動内容につきまして、「神経筋難病に関する講義を聴くなど、高齢者以外の方にもかかわろうとしていただいていること、保健所として大変うれしく思います。」とのご意見をいただいております。以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

樋口委員：

すみません、この自己評価のところで教えていただきたいのですが、資料を拝見したところ、当該年度実績を0とされているところで、自己評価「1」や「2」があるのはどのような違いがあるのでしょうか。

事務局：

自己評価「1」は全く検討もされていない状態、「2」につきましては実績はないものの、実施に向けた検討を行っている場合などになっております。

樋口委員：

では、第2地域包括支援センターの資料1-②差替え分について、「認知症カフェ（立上及び開催支援）」と「認知症初期集中支援チーム発動件数」の実績はないものの自己評価「2」であったり、資料1-①の第1地域包括支援センターが実績はあるものの自己評価「1」の項目があるなど、どのように見たらよいのか少し悩んだものですから。

事務局：

第2地域包括支援センターの認知症カフェにつきましては、おっしゃる通り、実績としては0ですが、一番右の欄にあります市の講評で記載しておりますよ

うに、「具体的な立ち上げには至っていないが、実施に向けて検討を重ねている」ために自己評価「2」になっております。

次に、全体の件数がとても多いものについては、地域包括支援センターの実績があったとしても、「自分たちはもう少し取り組めた」と自己評価「1」を付けられている場合もあります。

岡田会長：

少しお願いなのですが、判断基準をある程度統一しなければ、「がんばっているけど評価は低い」などあまりバリエーションが出すぎると、第三者が見たときに評価がしにくくなるのではないのでしょうか。

件数は0だが、ある程度できているから自己評価「2」となってしまうと、がんばってる、汗はかいているんだろうけどできていないという部分は、第三者から見ると自己評価「1」になるのではないのでしょうか。

自己評価なので仕方ない面はあるのですが、第三者に分かる評価をしないと、評価にならないのではないのでしょうか。

ですから、ある程度件数と自己評価がリンクするようにして、第三者が見て納得するようなものにするほうがよいのではないのでしょうか。

先ほどの第1地域包括支援センターで実績はあるが自己評価「1」にしているものについては、自己評価を「2」にするなどしなければ、第三者には理解できない評価になってしまうと思います。

それなので、判断基準に照らし合わせながら、統一的な見解になるよう市にも支援していただくほうがよいのではないかと。

自己評価なのでバリエーションがあっても仕方ないのですが、あまりありすぎるとこちらがどのような評価をしてよいか分からなくなりますので、よろしく願いいたします。

事務局：

全包括ヒアリングをさせていただいた結果、実績が0であるものの、活動としてはきちんと行っている状況であるため、市としては評価をするところに至っているのですが、自己評価の点数への反映等はできておりませんので、次年度以降、第三者の方からも評価いただけるように取り組んでまいります。

岡田会長：

よろしく願いいたします。

他にはいかがでしょうか。藤江委員、どうぞ。

藤江委員：

評価に関連してですが、地域の人口や高齢者人口などに応じて各地域包括支援センターの人員配置基準が異なっており、差があると思うのですが、3人のところと5人のところで同じ基準で数だけ見てもなかなか評価が難しいのではないかと思いますところと、本来の配置人数より減員している地域包括支援センターについても、どこかで評価に反映できる項目があるほうがよいかと思いました。

岡田会長：

ありがとうございます。

様々なご意見がありますので、これも踏まえて評価方法について創意工夫していただけたらと思います。

他にいかがでしょうか。

では、私が少し気になっておりますのが、認知症初期集中支援事業についてです。

ご存知の通り、認知症基本法が施行され、おそらく来年度は門真市もこれに沿った計画を立てなければいけないという時期になってまいります。

この初期集中支援事業は、その中でも重要な事業となると思います。

初動が難しいというのはよく分かるのですが、門真市であれば発動が20～30件くらいになってこないといけないかなと思っておりまして、大阪市がだいたい年間1300件くらいです。

では、どうするかということですが、地域分析が非常に大切になってまいります。これは門真市が協力して行わなければなりません。

例としまして、大阪市ではどのような人が初期集中支援事業の対象となっているかですが、まず80歳以上の独居の方、かつ介護保険未申請の方が事業の対象となる確率が高いです。

ですから、ファーストタッチとしては、まず介護保険の申請から行うことがこの事業の非常に大切なところになります。もちろん医療に繋ぐことも大切な役割にはなるのですが、まず介護保険に繋ぐ、ファーストタッチの部分を強調して検証されるのが大切かと思います。

そして、地域分析をされるときはやはり、どのような地区に80歳以上の独居高齢者が多いのか、どうしても行政は周知するとなれば市全体に行おうとしますが、そうではなく、80歳以上の独居高齢者が多いところに届くような啓発を行う必要があると思います。これが一点目です。

二点目に、みなさん認知症サポーターを増やすことに注力いただいているのですが、これもそろそろターゲットを絞るということが重要になってきます。

例えばスーパーマーケット・コンビニエンスストアの店員の方、そして郵便局

や銀行の職員の方など、こういったところはレジのやり取りや、ATMの操作などで対応に困った経験がある、それが誰かまで特定するのではなく、そういう方が多いコンビニエンスストアなどは「この地域は困っておられる方が何名かいるな」という分析をすることが非常に大切になります。

認知症サポーターを増やすことは大切ですが、誰にやるのかターゲットを絞りながら、認知症初期集中支援事業に繋げると非常に効果的な取組みになると思います。

この辺りは委員にもいらっしゃいます、社会福祉協議会の方とも一緒になって地域のネットワークをうまく活用しながら、認知症の方を支える地域づくりを行っていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特段なければこの議題はここで終わらせていただいて、次の議題にうつりたいと思います。

では、議題（２）の「令和６年度地域包括支援センター評価シートに基づくリーダーチャート」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（２）令和６年度地域包括支援センター評価シートに基づくリーダーチャートについて、ご説明させていただきます。

資料２-①をご覧ください。

介護保険法において、地域包括支援センターの設置者は実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、市町村は定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないとされております。

～外山副会長 到着～

国から示された指標に基づき達成状況を確認するとともに、市と地域包括支援センターの達成状況の乖離を把握し、改善及び連携強化を図る目的で評価を行いました。

指標の基となる地域包括支援センター運営状況調査につきましては、令和６年６月に国へ提出しており、その結果が市に情報提供され、事業項目ごとにリーダーチャートを作成しました。

資料の見方ですが、一番上の表の左が各事業で、その次が門真市の実施率と全国市町村平均の実施率、門真第１から第５包括の実施率と門真第１から第５包

括の平均の実施率、全国のセンター平均の実施率となっております。

レーダーチャートですが、一番左が門真市と全包括のまとめ、それ以降は、門真市と門真第1から第5包括支援センターを比較したレーダーチャートになります。

まず、門真市と全国市町村平均と比較して、大きく差が開いている項目について、ご説明いたします。一番上の表をご覧ください。

2-(4)地域ケア会議は、門真市が53.8%、全国市町村平均が70.3%です。

資料2-②をご覧ください。

地域ケア会議に関する指標になります。Q55、55-1、63、65、69、70の指標について門真市は未実施で「×」となっております。

まず、Q55地域ケア会議に関しては、年間スケジュールを策定し、地域包括支援センターに共有しておりますが、各地域ケア会議の機能については盛り込めていない状況のため、今後、それぞれの会議の発揮すべき機能につきましても、センターに示していきたいと考えております。

また、Q55-1策定した地域ケア会議の開催計画に関しては、現在は周知できておりません。今後は、個人情報取り扱い等に注意し、地域の医療・介護・福祉等の関係者に周知を図っていきます。

次に、Q63地域ケア会議の議事録の共有ですが、地域包括支援センターと門真市は共通システムにて共有できておりますが、他機関に共有する仕組みがないため、次回開催時に配布する等で対応していきたいと考えております。

次に、Q65生活援助の訪問回数の多いケアプランを地域ケア会議等で検証することについては、実施できておりません。しかしながら、生活援助の訪問回数の多いケアプランを作成した時点で、門真市にケアプランとその理由書の提出を求め、必要性の判断を担当職員が行っており、今後地域ケア会議等での検証について検討してまいります。

次に、Q69地域ケア会議の検討内容を取りまとめて住民に公表しているかに関しては、全国平均も18.2%と低く、他市町村も実施ができていない項目であり、門真市としてもどのように公表すべきなのか検討をしていきます。

最後に、Q70地域課題解決に向けての政策提言については、市や各地域包括支援センターが地域ケア会議を開催しているものの、その会議から出てきた地域課題を整理できておらず、その解決につながる政策の提言には至っておりません。そのため、政策提言につながるよう地域課題の整理を実施していきたいと考えております。

次に、地域包括支援センターと全国のセンター平均と比較して、大きく差が開いている項目について、ご説明いたします。

2-(1)総合相談支援につきましては、全国センター平均93.4%、全包括が83.3%です。

資料2-③をご覧ください。

Q30相談事例の終結条件を市町村と共有しているかにつきましては、総合相談の事例が多種多様であり、終結条件の共有まで実施できておりません。今後は「地域包括支援センター以外の適切な機関に繋ぎ、適切な引継ぎが確認された場合」など、大まかな終結条件を決めて、地域包括支援センターと共有していきます。

では資料2-①にお戻りください。

2-(2)権利擁護につきましては、第4地域包括支援センターは60.0%、全国センター平均が92.8%です。

資料2-③の裏面をご覧ください。

第4包括支援センターはQ36、41の指標に未実施で「×」をつけております。

まず、Q36成年後見制度の市町村申立の判断基準に関しまして、本人や親族申立ての支援をして、それでも申立てが難しい場合は、市町村申立の動きをとりますが、ケースバイケースの対応となるため、明確な判断基準を提示することは難しい状況ですが、本人、親族、市町村の順に進んでいく点について、地域包括支援センターと共有はできております。

Q41消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組に関しまして、広報かどまに掲載されている消費生活センターの相談事例や、市民から受けた相談で消費生活センターに繋いだケース等を、地域ケア会議等で情報提供する取組を図っていただくよう考えております。

議題(2)令和6年度地域包括支援センター評価シートに基づくレーダーチャートについての説明は以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。ではただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

事務局：

この議題につきましても谷掛委員より、ご質問をいただいております。

「レーダーチャート等は、各包括の活動評価をするためのものでしょうか」ということでご質問いただいております。

こちらは地域包括支援センターの活動を評価するものでもあります。全国の地域包括支援センターと比較し、未実施の部分等、今後の活動に活かすための

資料となっております。

各地域包括支援センターで、全国平均と比較しながら今後の活動に繋げていただくことになります。

岡田会長：

ありがとうございました。では他にいかがでしょうか。

外山委員：

遅刻してきていきなりで申し訳ありません。既に出ていたら申し訳ないのですが。

今、権利擁護の項目について第4地域包括支援センターについてはご説明があったのですが、チェックリストは基本的には自己評価になるので、主観が入る余地があるということで、例えば同じ状況でも地域包括支援センターによっては「○」がついたり「×」がついたり、主観によるブレというのは自己評価のシステムではかなりあるのでしょうか、それともあまりないのでしょうか。

事務局：

今回説明いたしました権利擁護につきましては、他の地域包括支援センターは市から共有されているということで「○」を入れておりますので、受け取り方について地域包括支援センターによってばらつきがあります。

今回ご紹介いたしました内容につきましても、市として少し改善する必要がありますので、その改善と、未実施を実施にできるよう統一を図っていききたいと思います。

外山委員：

自己評価の結果をもとに事を進めるのであれば、やはりその客観性の担保は重要だと思いますので、同じ状況で地域包括支援センターによって答えが違ふということがないように、などご配慮お願いいたします。

岡田会長：

ありがとうございました。では他にいかがでしょうか。

増田委員：

すみません、素人なので少し分からないのですが、資料2-③の権利擁護業務Q36について「市町村から共有されているか」というのは、門真市から第4地域包括支援センターにということでしょうか。

事務局：

それにつきましては、基準となるものを紙に記してお渡しできているかというところではありませんが、地域包括支援センターには、まず初めに本人申立て、その次に親族申立ての支援をまず行っていただきたいとお伝えはしております。それでも難しい場合は市長申立てで権利擁護を進めていくという情報共有は行っております。

そのため、他の地域包括支援センターは実施されているということで「○」をつけておられます。第4地域包括支援センターは、基準として紙では情報共有されていないということで未実施の「×」となっており、ばらつきが出ております。

増田委員：

はい、ありがとうございます。

岡田会長：

では、他にいかがでしょうか。

私からもよろしいでしょうか。少し気になる点としまして、資料2-② Q70「複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか」について、地域包括支援センターだけでは実施できませんので、さまざまな機関とも協力して実施していく必要があると思います。

現時点では未実施の「×」ですが、できれば今後は市全体で取り組む必要があると思います。

また、あがってきた場合どのように対応するのかということですが、「ヤングケアラー」「8050問題」などは地域包括支援センターだけの対応は困難になりますので、門真市として重層的支援事業の体制をどのように組んでいるのか、他部局との調整も必要になってまいります。このようなことも併せて考えていただく必要があるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。ではないようでしたら、この議題についてはこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

では続きまして、議題(3)の「令和7年度地域包括支援センター活動方針(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題(3) 令和7年度地域包括支援センター活動方針(案)について、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

各事業について、令和6年度の活動方針を変更した点等を中心に、抜粋して説明させていただきます。

1. 包括的支援事業の総合相談支援業務に関して、「地域包括支援センター支援システムを活用し、相談内容、相談経路等を分類化する。」を追加しております。

複合的な課題のある対象者が多く、課題解決までに非常に時間を要することが多くあります。そのため、日頃より地域包括支援センターに相談が入った場合には、その内容や相談経路等をシステムに入力しており、それらを分類化することで、どのような機関との連携が必要なのか、あるいはどのような周知・啓発をすることで、早期発見や早期支援につながるのを検討するために追加したものです。

次に、権利擁護業務に関して、令和7年度より市に成年後見中核機関を設置する予定となっておりますので、「判断能力が不十分な高齢者やその家族等からの金銭管理等の相談に対して、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行い、申し立ての支援や関係機関の紹介、中核機関との連携等を行う。」とし、中核機関との連携を追加したものです。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関して、「介護支援専門員同士のネットワーク構築に向けた場の設定や研修会の開催等を実施する。」を追加しております。

各地域包括支援センターはケアマネジャーに対して、ケアマネジメントの質を向上するために必要な知識の啓発等を中心に事例検討会や研修会を開催しており、これらを通してケアマネジャー同士の横のつながりを持つことで、何かあったときに気軽に相談できる体制等の構築につながります。

2. 一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業に関してです。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、令和7年度は通いの場にアンケートを実施し、希望のあった通いの場に専門職を派遣しフレイル予防教室等を実施する予定としております。そのため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り上げる「フレイル」のテーマ以外に介護予防教室等を開催してほしいこと、また高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業以外にもさまざまな高齢者の健康に寄与するイベント等を本市や関係機関で実施されているので、その周知に協力をしてもらうよう変更しております。

また、通いの場の立ち上げや継続に関する支援につきまして、生活支援コーディネーターに担っていただくよう考えており、地域包括支援センターは助言等を行うよう変更しております。

5. 介護予防ケアマネジメント事業に関して、新規の要支援・事業対象者について地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託するケースが非常に多い状況です。

令和7年度はオムロンが提供している、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントに専門職による自立支援の思考過程やノウハウを反映したICTシステムを活用することで、高齢者が抱える生活行為の課題分析及び改善の目標設定を適切に行い、より高齢者の自立支援に資する効果的なケアプランの作成ができるため、新規の要支援・事業対象者に関しては、必ず地域包括支援センターがICTシステムを活用してケアプランを作成することと変更しております。

また、立案したケアプランの確認等を職員同士で行うことで、地域包括支援センター職員のアセスメント力の平準化及びケアマネジメントにおける質の担保を図るよう追加しております。

地域包括支援センター職員が立案したケアプランの中で、継続したサービスが必要なケースに関しては居宅介護支援事業所に引継ぎを行いますが、引継ぎ後も自立支援・重度化防止の支援が実施されているかの確認に適宜関与するよう変更しております。

6. その他に関しては、地域包括支援センター間でつながりを持ち、他圏域と合同で教室等の開催ができ始めていますが、複合的な課題を抱える高齢者の支援、各種事業との連携等、今後ますます地域包括支援センターの業務が増えるため、より一層地域包括支援センター同士のつながりをもち、効果的・効率的に業務が実施できるよう追加いたしました。

また、地域包括支援センターの職員の定着やそれぞれの専門性の発揮、チームワークの強化に努める等を目的に、面談の実施やメンタルヘルス研修等の参加をすることも追加しております。

議題（3）令和7年度地域包括支援センター活動方針（案）についての説明は以上でございます。

岡田会長：

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

藤江委員：

5. 介護予防ケアマネジメント事業について、昨年度まではくすのき広域連合として運用されてきて、今回は初めて門真市として方針ができるということですが、さきほどありました要支援の方のプランについては、これまでかなりの件数を委託に出されており、8～9割で、周辺市できいたことがないような値にな

っていたと思います。それがこれまでのやり方で、良い悪い、いろいろな効果はあると思うのですが、本来は地域包括支援センターが要支援のプランを作らなければならないとなっていました。ただ、実質は民間の居宅介護支援事業所に委託しており、形骸化していたのがこれまでのくすのき広域連合のやり方で、本来的には僕も今回のような形で地域包括支援センターがプランを作成していかなければいけない、本来の制度の指針に沿っていかなければならないと思っています。

ただ、そうなったときに、これまでこのようなことをしていなかった地域包括支援センターに対して、どのような段階を踏んで、地域包括支援センターに要支援のプランを作成してもらうようにするか検討されてるのでしょうか。

地域包括支援センターの体制と本来のあるべき姿と協議しながら検討が必要かと思います。とりあえず一回目はプランを作りましょう、ということですが、地域包括支援センターからの意見や体制の問題など、何か考えておられる方向性はありますか。

事務局：

居宅介護支援事業所にプランを委託するとなかなか介護予防が進まず、要支援の方が要介護になり、元の状態に戻るのが難しいという課題があります。

ただ、地域包括支援センターに一旦新規のケアプランを持ってくださいとした場合、今でも業務が多い中、これから新規のケアプランを全件担当するのは難しいというご意見があります。

しかしながら、介護予防を推進するためにはシステムを導入し自立支援に資するケアプランを立てて、要支援の方に元気になっていただくというような流れを作らなければならないと考えております。

さきほどもございました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で実施しているフレイル予防の教室を地域包括支援センターでも実施していましたが、それについては一体的実施事業で行うので、地域包括支援センターでは行わないというように、地域包括支援センターの業務を整理し、負担を軽減した上で、バランスを取る必要があると思っております。

また、新規のケアプランをいきなり全件持ってください、ということではなく、例えば一旦50%、いつまでに全件を持ってもらうなど、段階を追って推進し、実施できるような体制を地域包括支援センターに整えてもらえるよう調整を図っております。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

樋口委員：

よろしいでしょうか。

活動方針というのは、国からこのような内容で方針を定めて記載するように、など記載されているものなのか、門真市で方針を決められているのか、どちらでしょうか。

事務局：

活動方針につきましては、市が定めることになっておりますので、門真市の課題を解決するための取組みを記載しております。

樋口委員：

資料２－①、門真市の介護予防ケアマネジメントや権利擁護事業については100%ですので、継続して行っていただきたいです。

ただ、地域ケア会議については53.8%ですが、見直しがなされていないのはどういったことでしょうか。

事務局：

さきほども少しご説明いたしましたが、門真市として実施はしているものの、評価として実施の「○」にできるまでの取組みができていないという現状です。

今後は実施の「○」にできるよう取組み、100%までは難しいとしても、全国平均値から乖離がないように取り組んでまいります。

53.8%は門真市の取組みとしての値になりますので、市としての取組み内容を充実させるとともに、地域包括支援センターも全国平均を下回るものについては上げていく必要があると考えております。

地域包括支援センターには活動方針を基に活動し、全国平均を上回っていくような取組みを行っていただきたいと思います。

樋口委員：

では、今回の活動方針（案）は見直さずに取り組んでいくということでしょうか。

事務局：

地域ケア会議推進事業につきまして、資料２－①の地域包括支援センターの取組みとしては右から二つめの項目、「第１～第５包括平均」としては91%で低くはありませんので、市の評価である53.8%を改善するよう取り組んでまいりま

す。

岡田会長：

この資料が少し分かりにくく、ミスリーディングになりやすいかもしれません。「門真市」と「第1～第5包括平均」の違いが分かりにくいですね。

増田委員：

資料3の権利擁護の項目にあります、「中核機関」が立ち上がるということなんです。

そうなりますと、さきほどの資料2にありました主観的な実施「○」や未実施の「×」の判断が、中核機関ができるとそちらと連携するなど、文書は中核機関が作成するなど、より客観的な100%に近づくということによろしいでしょうか。

事務局：

中核機関は、弁護士や社会福祉士などの専門職を配置し、相談しやすい体制づくりというものです。

現在は、地域で権利擁護のために成年後見制度の市長申立てが必要な方がいる場合、市職員が市長申立てが必要かどうかの判断をしておりますが、専門職ではない職員が対応することが多いため、その判断に迷うことも多いのが現状です。

そのため、ご相談いただいてから必要な支援に繋がるまでに、かなりの時間を要している実情があります。

今後はご本人の状態を客観的に伝えるための統一様式を作成し、その様式で専門職へ相談することで、円滑に支援に繋げることができるというものです。

ただ、こちらにつきましては、資料2-③のQ36にありました、「成年後見制度の市長申立てに関する判断基準が、市から共有されているか」の基準を示すというものとは別になるのですが、市全体としましては権利擁護に関して、専門職の的確な判断をいただき、迅速な支援に繋がるため、地域包括支援センターの負担軽減に繋がるかと思えます。

増田委員：

ありがとうございます。引き続き、関連した質問なのですが、地域包括支援センターが権利擁護に関する相談を、高齢福祉課にするということによろしいでしょうか。

事務局：

はい、そうです。現在も地域包括支援センターやケアマネジャーから高齢福祉課へご相談いただいております。

高齢福祉課では、ご相談があれば、課内で事例を共有し、どのような対応をするか検討しております。

そこに、今後は専門職の助言をいただくことができるということです。

増田委員：

市役所には人権市民相談課がありますが、そちらとの連携についてはいかがでしょうか。

なぜこのようなことをお尋ねするかと申しますと、私が人権擁護委員をやっております、人権擁護委員の活動として、地域包括支援センターに訪問することはありませんが、その母体である社会福祉法人の施設に訪問することがございます。

ただ、施設からのそういったご相談というのが、あまりないなと思ひまして、行政の中で連携されているのか、今いる人材の活用などは今後検討されるのでしょうか。

事務局：

高齢者の権利擁護につきましては、現在も庁内連携はしており、高齢者虐待防止ネットワーク会議に人権市民相談課の職員にも参加していただいております。

ただし、成年後見制度申立てについては、高齢福祉課の担当業務となりますので、その内容に関しましては、人権市民相談課の協力を得て進めているというわけではありません。

高齢福祉課の職員で判断が難しいものにつきましては、助言をもらうこともあるかと思ひます。

増田委員：

分かりました。ありがとうございます。

事務局：

中核機関については、まだ具体的に申し上げることはできないのですが、設置に向けて動いているという段階でございます。

また詳細が分かりましたら、次回会議等でも情報共有できたらと思ひます。

増田委員：

そうですね、また連携が取れたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

岡田会長：

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、この議題に関しては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議題（４）の「令和７年度地域包括支援センターの活動計画書、活動報告書（案）について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（４）令和７年度地域包括支援センターの活動計画書、活動報告書（案）について、ご説明させていただきます。

資料４をご覧ください。

令和６年度からの変更点を中心に、抜粋して説明させていただきます。

一番上に、高齢者数 割る 人口、高齢化率の項目を追加しております。

次に、包括的継続的ケアマネジメント業務の「事例検討会・研修会」に関しまして、令和６年度はそれぞれ項目を分けておりましたが、事例を取り扱った研修会等のカウントについて悩むケースも出てきたため、一つの項目にまとめております。

真ん中の介護予防普及啓発事業において、令和６年度は「介護予防教室」「出前講座」「介護予防教室・出前講座以外の普及啓発活動」の３つに分けて計上しておりましたが、介護予防教室は地域包括支援センターが一から企画をして主体的に開催をする教室であり、出前講座は団体等から依頼を受けて実施をするという能動的な講座となるため、「介護予防教室」と「出前講座を含めた普及開発」の二つの項目に変更しております。

認知症総合支援事業の「認知症初期集中支援チーム対象者把握票実施件数」は新たに追加した項目となります。その下の認知症初期集中支援チーム発動件数は、今年度全包括合わせて現時点で１件しか実施ができていません。そのため、認知症初期集中支援チームが発動すべきケースを把握するための帳票を活用し、発動につなげるため、今回新たに追加しました。

次に、門真市の目標値を変更した項目です。

左から３列目に門真市の目標値を記載しております。

包括的継続的ケアマネジメント業務の「元気はつらつ利用者数」を２０から１０に減らしております。これは、元気はつらつ教室の受託事業所の減少により受け入れ人数が少ないためです。

次に、介護予防普及啓発事業の「介護予防教室」を回数12から6に、人数120から60に減らしております。これについては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で取り上げるフレイル以外を介護予防教室で開催するため、回数や人数を減らしております。

次に、門真市の目標値を設定しない項目が、地域介護予防活動支援事業の「通いの場への支援」です。これは、通いの場への第2層生活支援コーディネーターの支援体制の構築ができ始めているため、地域包括支援センターのみが通いの場に関与するわけではないため、目標値を削除しました。

任意事業の「介護者家族健康相談」は、要介護者を介護している家族の心身の健康維持及び疾病の早期発見に向けた健康相談の件数となりますが、要介護者を介護している家族の相談に応じる機会が少ないため、目標値を削除しました。

「認知症サポーター養成講座（一般）」は、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトが多く活躍しており、地域包括支援センターのみで担うものではないため、目標値を削除しました。

新規の項目である認知症総合支援事業の「認知症初期集中支援チーム対象者把握票実施件数」に関しては、総合相談の中で認知症の相談の割合が高いと聞いておりますので、10件として目標値を定めています。

議題（4）令和7年度地域包括支援センターの活動計画書、活動報告書（案）についての説明は以上でございます。

岡田会長：

ありがとうございます。ではただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、お認めさせていただきます。

では、続きまして、議題（5）の令和7年度地域包括支援センターの収支予算書（案）につきまして、事務局より説明お願いいたします。

事務局：

岡田会長、事務局の都合で申し訳ありませんが、この議題につきましては後に回させていただきます、答申にうつらせていただいてもよろしいでしょうか。

岡田会長：

はい、結構です。どうぞ。

事務局：

それでは、次第2 答申書（案）につきまして、私からご説明させていただいてよろしいでしょうか。

岡田会長：

予算についてを後回しにする理由は何かあるのでしょうか。

事務局：

事務局の都合でございます。申し訳ございません。

岡田会長：

分かりました。ではみなさまそれでよろしいでしょうか。

本来であれば審議すべき内容かとは思いますが、そのように進めさせていただきます。

事務局：

それでは、これまでの審議を踏まえまして、次第2 答申書（案）につきましてご説明させていただきます。

本日机上に配付いたしました資料6をご覧ください。

令和6年6月12日に開催いたしました令和6年度第1回運営協議会におきまして、門真市地域包括支援センターの運営について諮問を行い、別紙のとおりご審議いただき、ご承認いただきました内容につきまして答申書（案）を作成しております。

答申書（案）の説明は以上でございます。

岡田会長：

事務局より答申（案）の説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

ではご質問等ないようですので、門真市への答申につきましては、事務局案のとおり、この後、私より門真市長へ答申させていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、答申書につきまして、私の方から門真市長へ答申させていただきたいと思っております。

会議を一時中断しますので、事務局は答申書の準備をお願いします。

事務局：

ただいまから準備をいたします。このまましばらくお待ちください。

岡田会長：

答申にあたり、予算については省略してよろしいでしょうか。

それともどこかで説明いただけるのでしょうか。

外山委員：

答申案に入っていないものということでよろしいでしょうか。

事務局：

その通りでございます。

今回の答申は、地域包括支援センターの評価と来年度の活動方針となります。

議題（５）につきましては、来年度の予算書様式を変更したご報告となり、答申には含まれておりません。

地域包括支援センターの評価と来年度の活動方針につきまして、さきほどご承認いただきましたので、答申につきましては問題ございません。

岡田会長：

それであれば事前に説明いただくほうがよいと思います。

事務局：

申し訳ございません。

議題（５）につきましては、答申後にご説明させていただきます。

事務局：

お待たせしました。

それでは、ただいまより答申を始めたいと思います。

岡田会長：

門真市地域包括支援センター運営協議会について（答申）、当運営協議会は、令和６年６月１２日付け門保高第５７２号により諮問されました「門真市地域包括支援センターの運営」につきまして、３回に亘り、運営協議会を開催し、慎重な審議を重ねた結果、別添のとおり承認しましたので、ここに答申いたします。

市長：

ありがとうございます。

事務局：

ありがとうございました。

それでは、本日の会議が令和6年度の最終の運営協議会となりますので、市長より、ご挨拶を申し上げます。

宮本市長：

みなさまお疲れさまでございます。

第3回門真市地域包括支援センター運営協議会の審議終了ということで、さきほど答申を賜り誠にありがとうございました。

岡田会長からお話がありましたとおり、昨年6月から3回にわたり議論をいただき、答申をいただきました。

2025年になりまして、団塊の世代の方が全員後期高齢者となり、今後高齢化というものをより如実に実感していくことと思います。

その中で高齢者のみなさまが安心して暮らせる地域づくりを行っていくということで、今年度4月より門真市単独で介護保険の運営を行っておりますが、地域包括ケアシステムを推進する中で、地域包括支援センターがその中核を担うこととなります。

安心して市民のみなさまが老後を過ごせるようにと、今回本協議会の委員のみなさまには忌憚なきご意見をいただきましたので、今後しっかりと反映して地域づくりを行ってまいります。

簡単ではございますが、御礼の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：

市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

宮本市長：

ありがとうございました。

事務局：

スケジュールを変更いたしまして、誠に申し訳ございません。

それでは、さきほどの議題（5）に戻らせていただきます。

進行を岡田会長にお願いいたします。

岡田会長：

それでは、議題（５）の予算書について、事務局よりお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（５）令和７年度地域包括支援センターの収支予算書・決算書（案）について、ご説明させていただきます。

資料５－①予算書（案）をご覧ください。

令和６年度からの変更点としまして、収入の予算額の内訳を全て斜線にしております。それぞれの事業に関して、出来高制の教室等はなく、あらかじめ市からの委託料の額が決まっているためです。

次に、介護保険収入の介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（委託分）について、今までは10割全ての記載をお願いしておりましたが、国保連を経由して、地域包括支援センターには１割分の金額のみ支払われるため、現状の運用に合わせて変更しております。

次に、認定調査委託料に関して、以前は地域包括支援センターに認定調査を依頼し、委託料を支払っていることがありましたが、現在は地域包括支援センターに認定調査を委託することがないため、「認定調査委託料」の項目と「その他」の項目を削除しております。

資料５－②決算書（案）をご覧ください。

先程、予算書では地域支援事業は全て斜線にしておりましたが、決算書では入力させていただきます。これは、欠員等により各事業の委託料の金額が変更されることがあるため、当初の予算は「予算額」に入力し、決算額を「地域支援事業」に入力してもらうものです。

議題（５）令和７年度地域包括支援センターの収支予算書・決算書（案）についての説明は以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。それではただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、この件につきましてお認めさせていただけたらと思います。

それでは、最後に、次第４ 「その他」について、事務局よりお願いいたします。

事務局：

はい、「その他」としまして、第2回運営協議会においてご意見をいただきました地域包括支援センターの欠員について、ご報告いたします。

地域包括支援センター職員の欠員により地域住民へ十分なサービスの提供ができなくなる可能性が高く、早急に人員を確保し体制を整えてもらうため、欠員が常態化している地域包括支援センターの施設長と面談をした所、紹介会社からの紹介など、新たに職員が入職予定であり、欠員が改善する見込みとなると聞いております。

また、職員の定着も重要な課題と考えており、待遇面や職場環境に配慮するなど、職員の定着についても法人として対応いただくよう伝えております。

岡田会長：

ただいま、事務局より「地域包括支援センターの欠員について」の説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは特にご意見等ないようですので、この件につきましては以上とさせていただきます。

他に、事務局より何かありますでしょうか。

事務局：

はい、連絡事項を2点申し上げます。

まず、本日の運営協議会の議事録についてですが、2週間以内に作成し、市ホームページ及び市役所別館1階の市情報コーナーでの公表を予定しております。皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をしたいと思います。議事録の案を作成次第、メールまたは郵便にてお送りしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、次回となる令和7年度の運営協議会は、令和7年6月頃の開催を予定しております。令和6年度各地域包括支援センターの活動報告と収支決算、令和7年度各地域包括支援センターの活動計画について、ご審議いただく予定としております。

なお、令和7年度第1回の日程につきましては、委員の皆様には、決まり次第メール等でご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

岡田会長：

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは改めまして、本日の会議におけるこれまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

東委員：

これまでのお話は難しいなと思ってきいておりましたが、私は高齢者で87歳です。

今の介護保険制度は非常に恵まれているなと思うのですが、今こちらにいらっしゃる方たちが80歳、85歳になられたときに、今の制度が維持されているのか、負担のほうが多くなって大変な時代になるのではないかと危惧しています。

そうならないようにするためには、介護保険のお世話にならずに済むような生活ができるよう、市民の私たちも努力をし、市や地域も努力して介護を使わずに済むようにする必要があるのではないかと考えております。

私は第3地域包括支援センターの圏域になりますが、身体を動かすような場を週1回作ってくださっているのも、そちらにも参加しております。

そのような元気な高齢者を育てる啓発が少ないと思います。

また、介護保険制度ができてから、介護保険証がずっと変わっていなかったのですが、今年度は変わりまして、それはくすのき広域連合が解散したから発行されたということです。

健康保険証は毎年証の発行がありますが、介護保険証はそれがなく、介護保険料も年金から天引きで、通知があっても見ていない人が多い状況です。

元気な人を増やすために、少し介護保険を使っただけだと思っております。

敬老の日くらいに、門真市の高齢者人口と介護保険をこれまで利用していない人数がこのくらいいらっしゃるという報告を出していただくと、このまま元気でがんばろうという高齢者が増えるのではないかと考えています。

介護保険のお世話にならずに元気で暮らせる高齢者を増やすことを考えていただけたらと思います。

岡田会長：

会長に代わってまとめていただいたようなところですが、この内容につきましては、介護保険の事業計画のほうで議論していただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、令和6年度の運営協議会は今回が最終となります。私から一言挨拶をさせていただき、終わりにしたいと思います。

委員の皆様方には、6月から本日まで3回にわたり、開催しました運営協議会

の運営にご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

本日の令和6年度第3回門真市地域包括支援センター運営協議会は、これをもって終了とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日も会議の進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

また、さまざまな貴重なご意見を賜り、心よりお礼を申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局に進行をお願いします。

事務局：

委員の皆様におかれましては、本日までの計3回にわたり、門真市地域包括支援センター運営協議会におきまして、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。

令和7年度につきましても、年3回の運営協議会開催を予定しており、次回は、令和7年6月頃の開催を予定しておりますので、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。